

公立大学法人名桜大学における公的研究費に関する不正防止計画

令和2年9月23日改正

この計画は、「公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程」第3条第2項の規定に基づき、研究活動上の不正行為を発生させる要因を把握し、不正行為防止のための具体的な対策を講じていくために定めるものである。

なお、本計画は、内部監査やモニタリングの状況や、不正行為を発生させるリスクが顕在化した場合などは、適宜見直しを行うこととする。

1. 学内の責任体制の明確化

不正発生の要因等	不正防止計画	所管
研究活動等不正防止対策推進体制図については、平成27年に作成されて以来、現在まで見直しがされていない。	①研究活動等不正防止対策推進体制図(平成27年作成)を適切な体制図に改訂する。	総務課
公的研究費の不正使用防止に係る責任範囲・権限について、研究費の運営に係る責任体系が学内に浸透していない。	②理事長を最高責任者、学長を統括管理責任者、副学長(研究担当)をコンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者、学群長等をコンプライアンス推進副責任者とする責任体系や関連規程について、構成員に周知する。	総務課・ 研究所
人事異動等による研究活動に関与する担当者の交代が繰り返されるにしたがい、不正防止に関する認識が低下する。	③担当者の交代時においては、十分な引き継ぎを行うと共に、担当者間の認識の維持・向上に努める。 ④URA(University Research Administrator)の配置を検討する。これにより、研究活動支援および不正防止推進活動を強化する。	研究所 総務課

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因等	不正防止計画	所管
○研究費が公費(税金等)によって賄われていることに対する意識が低下する。公的研究費の使用ルールを教職員が十分に理解できていない場合がある。	①研究費使用ルール等について周知し、研究費執行の理解度を高めると共に意識の向上を図る。 ②教職員については毎年のコンプライアンス研修会の受講を義務づける。新着任教員には着任時にコ	研究所 研究所・ 総務課

	<p>ンプライアンスおよび経理事務手続きを確実に受講させる。</p> <p>③研究費の使用ルール等について「公立大学法人名桜大学公的研究費使用ハンドブック」を作成し、教員に配布する。</p>	
<p>○公的研究費の事務手続きに関するルールについて、機関としての統一が図れていない。</p>	<p>③公的研究費の事務処理手続きに関するルールについては、見直しを行い、機関としての統一を図る。</p> <p>再掲②「公立大学法人名桜大学公的研究費使用ハンドブック」を作成し、HP上で公開するとともに周知を図る。</p>	<p>財務部・総務課・研究所</p>

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因等	不正防止計画	所管
<p>実態に即した不正発生要因の把握が適切に行われず、不正行為防止計画の実効性が低下する。</p>	<p>不正防止計画の取り組み状況を把握し、外的要因等の変化についても考慮し、不正を発生させる要因の洗い直しと対応策を継続的に点検し、必要に応じて計画を見直す。</p>	<p>研究所・総務課</p>

4. 研究費の適正な執行・管理活動

不正発生の要因等	不正防止計画	所管
<p>○学内研究助成について、予算執行が特定の時期に偏ってしまう事例がある。</p>	<p>①予算の計画的な執行について交付決定後のオリエンテーションの中で、注意喚起する。採択後、4-5ヶ月時点で研究の進捗および執行状況の報告を義務づける。</p>	<p>研究所・財務部</p>
<p>○業者への未払いが発生する事態が起きている。</p>	<p>②業者へは、請求書は必ず執行担当部署に提出させることを義務づける。</p>	<p>財務部</p>
<p>○学内研究費について検収およびモニタリング等が十分できていない。</p>	<p>再掲2-② 再掲2-③</p>	

○学内研究費について特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保持・点検等)に関して実効性のある検収が不十分になるおそれがある。	③有形の成果物(検証可能な有形物であり、修理レポート、点検チェックリスト等を含む)の場合には、成果物及び検収調査報告書等の履行が確認できる書類により検収を行う。また、成果物がない機器の保守点検等の場合は、専門的知識を有する者及び執行担当部署からの検収員任命による立ち会い等の検収を行う。	財務部・研究所
○非常勤雇用者(研究支援協力者等)の勤務状況確認等の雇用管理が研究者任せになっている。	④事務部門が出勤簿により出勤状況を確認するとともに、必要に応じて業務実施実態について非常勤雇用者への面談を実施し、モニタリングを行う。	財務部・研究所
○換金性の高い物品(切手等も含む)が適切に管理されていない。	⑤換金性の高い物品については、当該物品の備品登録を行いつつ、検収の際に備品シールを貼付し管理する。切手等については台帳等で管理する。	財務部・研究所
○出張の事実確認が行える復命書および事実確認のための根拠資料提出が徹底されていない。	⑥出張の事実確認のための証拠書類の提出を徹底する。	総務課・財務部・研究所・地域連携機構

5. 研究上の不正行為防止意識および研究者倫理の向上に関する取組

不正発生の要因等	不正防止計画	所管
○研究倫理や利益相反への理解が不十分である。	①教員や研究費の管理に関わる事務職員等を対象として、利益相反に対して適切に取り組むと共に、研究遂行上のコンプライアンス教育および研究倫理や不正防止等に関する研修等を定期的実施し、その理解度も評価する。	研究所・総務課
○不正行為防止に関する情報や知識が少ないために、学生が気づかない間に不正	②学生に対しても倫理教育を実施し、学生が気づかない間に不正行	学群・学部・専攻科・

行為に荷担してしまう可能性がある。	為に加担していることがないように周知の徹底を図る。	各研究科・リベラルアーツ機構 研究所
○研究データの保管などが個人任せになっており、研究ノートのみ記録や故意による研究データの破棄及び紛失等の不適切な管理が起こる可能性がある。	③研究データの保存等について、確認するための体制を整える。	研究所

6. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因等	不正防止計画	所管
○時間の経過等により、教職員の研究費等の執行ルールの理解度が低下する。	①教員や研究費の管理に関わる事務職員等を対象とした研究倫理教育の理解度の確認等を毎年実施し、行動規範や使用ルールの理解度、遵守度を把握する。	研究所 総務課
○不正を発見した者が不利益を被ることを恐れて告発を躊躇する。	②コンプライアンス違反や不正行為の発見時における通報窓口およびその方法をHP上に表示し、告発しても不利益が生じない旨を周知する。	総務課

7. モニタリングのあり方

不正発生の要因等	不正防止計画	所管
○研究費の取扱いに関するモニタリングの有効性や、ルールの適切性に関する検証が不十分なことによりモニタリングが形骸化する。	①内部監査において、研究費等の執行ルールそのものに改善すべき事項がないかを確認する。 ②監事、会計監査人および監査室は、それぞれの視点から、不正防止発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効果的かつ多面的な監査を実施する。	総務課 内部監査
○内部監査で把握された課題が改善につながらず、モニタリングが十分な成果を上げない。	②内部監査の結果を学内で周知を図り、類似例の再発防止を徹底する。	総務課